# 岩美町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 午前9時20分~午前11時30分
- 2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
- 3. 出席委員
  - ●農業委員14人

会 長 山本 淳(14番)

委 員 1番 田 中 一 行

2番 小 西 由 子

3番 山 本 一 美

4番 米 村 進 司

5番 薮 内 孝 博

6番 上 根 慶 万

7番 谷 口 貴 文

8番 賀 山 圭 子

9番飯野幸義

10番 奥 山 昌 一

11番澤 大篤

12番 大森正良

13番 福 石 幸 生

- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 議事日程

日程第 1 開会

日程第 2 町長あいさつ

日程第 3 農業委員自己紹介

日程第 4 出席職員の紹介

日程第 5 会長・会長職務代理者の選出について

日程第 6 会長あいさつ

日程第 7 議事録署名委員の決定

6番 上 根 慶 万

7番谷口貴文

日程第 8 議席の決定について

日程第 9 専門部会委員の互選について

日程第10 協議事項

①岩美町農地利用最適化推進委員候補者選考要領の一部改正について

日程第11 議事

①議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

日程第12 協議事項

②広報編集委員、農業者年金加入推進委員の選出について

# ③各委員の担当集落について

④その他

日程第13 その他

# 6. 農業委員会事務局職員

町長長戸清事務局長杉本征訓局長補佐前田任史主事石河香央里

### 事務局

ただいまから岩美町農業委員会臨時総会を開催いたします。

初めに、総会の成立についてですが、本日の出席委員は14名全員出席であります。岩美町農業委員会規則第6条に規定する定足数であります過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。

それでは最初に、本日机の上に置きましたけれど、お配りしております 資料を確認させていただきます。

令和5年度岩美町農業委員会臨時総会の次第でございます。その次に岩 美町農業委員会臨時総会資料、あと農業委員会等に関する法律3段表、農 業委員会に関する町条例・規則、あと令和5年度総会の日程、農業者年金 パンフレット、あとこれは新しくなられた方なんですけど、口座振替依頼 書というものを机の上に置かせてもらっています。もし足らない分があり ましたら、また事務局のほうに言っていただければと思いますけれども。

それでは、以降新しい会長が決まるまで、進行のほうは長戸町長にお願いいたします。

### 町 長

そうしますと、私のほうで臨時総会のほうを進めさせていただきます。

レジュメが配付されておると思いますが、町長挨拶につきましては先ほどの辞令交付の際にお話し申し上げた内容で重複いたしますので、省略させていただきます。

# 町 長

日程3の農業委員の自己紹介をお願いいたしたいと思います。

そうしますと、上根委員のほうから、こちら前でそれぞれ自己紹介をお 願いできたらと思います。よろしくお願いします。

(自己紹介)

### 町 長

ありがとうございました。

以上、14名の委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。

#### 町 長

そうしますと、4の職員のほうの紹介をさせます。

### 事務局

(自己紹介)

町 長

どうぞよろしくお願いします。

町 長

そうしますと、5の会長・会長職務代理者の選出についてお諮りをさせていただきます。

最初に、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、私のほうで選出についてのことを説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条に、会長、職務代理者は委員の互選に より決定するものとされております。

岩美町農業委員会規則第2条、第3条には、任命後初めての総会で互選を行うこととされております。また、同規則第4条には、鳥取県農業会議の会議員も初めての総会で指名することとなっており、これについては今までの慣例的に会長が会議員となっていますので、これまでどおり会長をもって会議員としたいと考えております。

互選の方法といたしましては、立候補や推薦によるものでございますが、参考といたしまして、前回、先々回は選考委員というものを各地区から1名選出していただきまして選考委員会を設置し、選考委員会で候補者を決定いただいております。

事務局からは以上でございます。

町 長

そうしますと、会長、会長職務代理者の選出につきまして、選出方法に ついてお諮りをさせていただきます。

立候補、推薦、その他の方法、この3つの方法がございますが、どのような方法で会長の選出をしたらよろしいでしょうか。

(発言なし)

町 長

なければ、これまでの選出の方法によりまして、7地区のそれぞれの地区から1名の選考委員さんを選出いただいて、ご協議をいただくという方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

町 長

では、ご異議がないものとさせていただきます。

そうしますと、7地区、東、浦富、大岩、本庄、小田、岩井、蒲生のそれぞれの地区から1名の選考委員さんの選出をお願いいたします。

東は小西委員さんと田中委員さん、浦富は上根委員さんと米村委員さん、大岩は澤委員さんしかいらっしゃいませんので、では澤委員さんのほうにお願いしたいと思います。本庄は福石委員さんと薮内委員さんのどちらか、小田は奥山委員さんか飯野委員さんかどちらか、岩井は谷口委員、山本委員、賀山委員のどなたか、蒲生は山本委員、大森委員のどちらかということで、よろしくお願いいたします。

#### 事務局

それでは、ちょっと席離れておりますんで、取りあえず座ったら席動いてもらって、選考委員のほうを選んでいただきまして、また報告のほうは事務局のほうへよろしくお願いいたします。

# 町 長

私のほうからそれぞれの地区を説明申し上げますので、選考委員になられた方は挙手をしていただきたいと。

東地区。田中委員。浦富地区、上根委員。本庄地区、福石委員。小田地区、飯野委員。岩井地区、山本委員。蒲生地区、大森委員。

そうしますと、ただいま7名の選考委員が選出されましたので、別室に て選考をお願いしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

#### 町 長

それでは、おそろいになられましたので、再開いたします。

選考委員の選考結果について、代表の方から報告をお願い申し上げます。

### 3番

じゃあ、失礼します。

選考委員会で先ほど決定いたしまして、会長候補にもう一期山本淳さん、お願いしたいと思います。それと、職務代理に福石幸生さん、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

# 町 長

ありがとうございました。

選考委員会で選出されましたとおり、会長を山本淳委員、職務代理者を 福石委員とすること、また併せまして、会長につきましては鳥取県農業会 議の会議員となることにご承認をいただける方は挙手をお願いいたしま す。

(全員挙手)

町 長

では、全員一致でございます。ありがとうございました。

町 長

それでは、新しく就任されました山本淳会長、福石職務代理から、それ ぞれご挨拶をお願い申し上げます。

最初に、山本会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

会 長

図らずも会長に選任をされました。農業委員は長い間してるんですけども、これから法律等が変わって世の中、農業委員会の係る役割も以前と相当もう変わってきております。皆さんで一緒になって町の農業行政の推進に邁進していきたいというふうに思いますので、協力していただきたいというふうに思います。事務局のほうはこれからいろいろ大変になると思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

町 長

では、職務代理の福石委員。

13番

会長職務代理者に選出されました福石といいます。先ほども会長が言われましたとおり、今後さらにこの農業の環境というのはどんどん変わってくると思います。その中におきまして、岩美町の農業者の方々の一助となるよう力を尽くせれたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

町 長

ありがとうございました。

そうしますと、会長が選出されましたので、私はこれにて退席をさせて いただきます。どうもありがとうございました。

事務局

それでは、会長と職務代理者、席の移動を。

議長

議事に入らせていただきますが、7番の議事録署名委員の決定になりますけれども、私のほうで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、上根委員さんと谷口委員さんにお願いしますので、よろしく お願いします。

事務局

ちょっと近いところで、まだ席順決まっとらんですけど、今回ちょっと

近いところで議事録署名委員をよろしくお願いいたします。

#### 議長

それでは、議席の決定についてに入りますが、では事務局のほうから説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、席次についてでございます。

岩美町農業委員会会議規則第7条の規定により、議席はあらかじめくじで定めることとなっておりますんで、これよりくじ引のほうをさせていただきます。くじ引順はこちらから、くじ引棒で引いてもらいますんで、それによってこれから3年間の席次はもう決まりますんで、よろしくお願いいたします。

# (くじ引き)

## 事務局

じゃあ、事務局のほうから今引いた順番のほうを再度申し上げます。 1 番から言います。

1番は田中一行委員、2番が小西由子委員、3番が山本一美委員、4番が米村進司委員、5番が薮内孝博委員、6番が上根慶万委員、7番が谷口貴文委員、8番が賀山圭子委員、9番が飯野幸義委員、10番が奥山昌一委員、11番が澤大篤委員、12番が大森正良委員となっております。

# 事務局

今後総会開く場合には、この席次順番になりますんで、ご承知おきください。

#### 議長

それでは、9番ですけども、専門部の委員の互選について、事務局の説明をお願いします。

### 事務局

専門部会の委員の互選についてということで、岩美町の農業委員会では 農地部会、それから農政部会、あともう一つ推進委員さんによる推進部会 というものがございますけども、今日は農業委員さんのみということで、 農地部会、農政部会のそれぞれ部員のほうを決めていただけたらと思いま す。

この部会というのは、農業委員会等に関する法律の第16条、農業委員会法の3段表をつけておりますので、そちらのほうの11ページを見ていただけたらと思いますけども、そちらのほうに、上段、11ページの上段

のほうの第16条というところに、農業委員会に部会を置くことがとできるというような規定があります。ですけど、これは本来この法律に基づいた部会っていいますのは、町の条例のほうで定数を定めることになっておりますので、ですけど、町のほうとしては条例化されておりませんので、あくまで任意の部会と、法定の部会ではなくて任意の部会ということでご理解いただけたらというふうに思います。

ですけど、それぞれ役割を前から決めておりまして、資料のほうの本日の臨時総会の資料と書いてあるものの3ページのほうを御覧いただきたいと思いますけども、そちらのほうに部会の主な活動、一応(案)ということにしております。そちらのほうにそれぞれの農地部会であったり、農政部会の主な業務、活動を記載しております。

こういったことで、また後日改めていろいろ勉強会等を開いた上で皆さんのほうにご説明させていただきたいと思いますけども、一応それぞれ農地部会、農政部会、そのような役割を一応業務として定めております。

赤い部分に、朱書きの部分については、このたびちょっと修正をさせていただきたいというふうに考えているものです。農政部会の3番の、前は下限面積の見直しに関することということがございましたけども、本年度からその下限面積というものが撤廃された関係で、それについてはもう協議する必要はないということで、その部分を削除させていただきたいと思っております。新たに地域計画に係る目標地図の素案作成に関することということを加えさせていただいております。今まで委員さんだった方はご存じだと思いますけども、その地域計画と呼ばれるものに関わる目標地図の素案というものの作成が農業委員さんのほうにお願いすることになりますので、そういったことの所管として農政部会のほうの活動に入れさせていただきたいというふうに考えております。

初めての委員さんの方は、具体的に農地部会、農政部会、それぞれ何するかまだよく分からない部分もあるかと思いますけども、これはそれぞれ農地部会、農政部会のほうに所属のほうをお願いできたらというふうに考えております。

会長さんと職務代理者はどちらの部会にも入りますので、14名の農業 委員さんのうち、職務代理者、会長を除いた12名の方で半分半分に分か れていただくということになります。ですので、それぞれ会長、職務代理 者を除いたところの6名ずつという形になります。

それぞれご希望をお聞きしたいというふうには考えておりますので、大 森委員さんのほうからどっちがええか、まず取りあえず希望を聞かさせて ください。

(希望聞き取り、調整)

事務局

仮議席の並びで言いますけども、上根委員さんが農政部会、谷口委員さんも農政部会、飯野委員さんも農政部会、それから薮内委員さんが農地部会、山本委員さんが農地部会、奥山委員さんも農地部会、澤委員さんも農地部会、それから米村委員さんは農政部会、それから小西委員さんが農地部会、大森委員さんが農政部会、賀山委員さんは農政部会、田中委員さんが農地部会ということでよろしいでしょうか。

### (異議なし)

事務局

会長さんと職務代理者はそれぞれどちらにも所属するということでさせ ていただきます。

それで、それぞれの部会で集まっていただいて、部長さんと副部長さん を決定のほうをお願いしたいと思いますんで、よろしくお願いします。

# (各部会で協議)

事務局

じゃあ、決められたようですので、農政部会のほうから、部長さんのほ うから報告をお願いします。

農政部会の新しく決められた部長さんのほうから報告をお願いします、 部長と副部長。

9番

農政部会は部長が飯野、副部長が大森さんです。

事務局

じゃあ農地部会のほうも同じようにお願いします。

3番

じゃあもう一期、山本が部長で、副部長に田中一行さん。

事務局

ありがとう、じゃあ、これで農地部会、農政部会、決まりましたので終わります。よろしくお願いします。

議長

それでは、次に日程10の協議事項ですけども、岩美町農地利用最適化 推進委員候補者選考要領の一部改正について、事務局から説明をお願いし ます。

事務局

次の議事に関係しますので、ちょっとこの(1)番の内容について、協 議事項として初めに諮らさせていただきたいと思っております。

まず、次の議事のほうで「農地利用最適化推進委員の委嘱について」と

いうことで議案を諮らさせていただく予定にしておりますけども、その前にこの最適化推進委員さんが今6名の定員の中で7名の方が応募、推薦されております。その関係で、この後この候補者の方を農政部会のほうで選考をお願いしたいというふうに考えております。

まずちょっといろいろ根拠となる法令の説明をしたいと思います。

農業委員会等に関する法律っていう資料の12ページの上段の第17条 というところを見ていただきたいと思います。

そちらのほうに第17条ということで、農業委員会は農地利用最適化推 進委員を委嘱しなければならないということが法律にうたってあります。

それから、ちょっといろいろ資料が分かれて大変申し訳ないんですけど も、今度は町のほうの農業委員会等に関する条例や規則というものの1ページをご覧いただきたいと思います。

そちらのほうに、第3条のところに「岩美町農地利用最適化推進委員の 定数は、6人とする」ということで定めがあります。

そういった中で、先ほど申し上げましたとおり、申し訳ないですが、ま た今度は臨時総会資料のほうの6ページをご覧いただきたいと思います。

そちらのほうには令和5年3月から4月にかけまして農地利用最適化推進委員というものを公募した結果を記載しております。先ほど申し上げたように、6名の定員に対しまして7名の方が推薦、応募をされております。その中でも、推進委員というのは地区を指定して委嘱する必要があります。この7名の中でそれぞれ推薦、応募区域ということで書いておりますけども、網代、大岩地区だけが1人の定員に対して2人応募、推薦しておられるということで、基本的にはこの網代、大岩地区の2名の方の応募、推薦に対してどちらかを選考するということになります。

それから、またちょっと農業委員会等に関する法律のほうの14ページ をご覧いただきたいと思います。

14ページの下段、一番下のところの第3項、「農業委員会は、法第19条第1項の規定による」っていうところで始まる部分になります。規則の第11条第3項ということになります。そちらのほうに今、推進委員が募集に応募した者の数が推進委員の定数を超えた場合、関係者からの意見の聴取、その他の当該委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるようにしなければならないというようなことが農業委員会法の規則に書いてあります。

そういった中で、岩美町としては、また今度は資料、臨時総会資料のほうの4ページをご覧いただきたいと思いますけども、そちらのほうに農地利用最適化推進委員候補者選考要領の一応(案)ということでさせていただいております。これは、平成30年に内規として作成しまして、この選考要領に基づいてその推進委員さんの選考を行うことにしております。このたびこの選考要領を一部改正させていただきたいというふうに考えてお

りまして、その4ページの朱書きでしている部分を追記したいということ でございます。

この理由としては、5ページのほうに、これは農業委員のほうの町のほうで定めております候補者の選考基準というものがございまして、こちらのほうは令和2年に改正のほうをしております。その中で、選考基準に例えば(4)番の農業委員の業務に対する適正と、そういったことを令和2年の改正のときに追記をさせていただいておりますので、あとは第3条の選考方法のところの基準のところに、今までは普通から非常に優れているまでだったんですけども、劣っているという、ゼロ点という採点を加えさせていただいております。それと、この推進委員さんの選考要領も同様にさせていただきたいというもので、このたび一部改正をさせていただけたらということでございます。

後ほどまた議事のところで農政部会の委員さんに推進委員さんの選考を いただきますけども、この選考要領に基づいてその選考をさせていただけ たらということでございます。

ちょっと長くなって大変申し訳ないんですけども、分かりづらかった面 もあるかもしれませんけど、説明は終わります。

議長

説明が終わりました。

質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

では、このとおり案を取らせていただくということで、選考要領を改正 させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

では、そのようにさせていただきます。

議長

それでは、日程11の議事に入ります。

議案第1号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

臨時総会の次第の2ページをお開き願います。

議案第1号でございます「農地利用最適化推進委員の委嘱について」というものでございます。

農業委員会等に関する法律第17条の規定により別紙の者を農地利用最

適化推進委員に決定し、委嘱をすることについて採択を求めます。 説明は前田のほうからします。

### 事務局

議案のほうに、また後ほど差し替えさせていただきますけども、会長名を空欄にさせていただいておりますので、また後ほど決まりましたので入れさせていただいたものを配らさせていただきたいと思います。

あと別紙というところがついてないですけども、それもこの後の農政部会での選考の結果が出ましたら、その別紙の部分をお配りしたいというふうに考えております。

先ほど協議事項のところで説明させていただいたとおりでございまして、これから農政部会の方、別室のほうでその推進委員さんの審査のほうをお願いしたいというふうに考えておりますので、ちょっとまた中会議室のほうで、ご案内しますので、農政部会の方はそちらのほうに移動を願いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

#### 議長

それでは、議事再開をさせていただきます。

議案第1号について、再度説明をしていただいて。

# 事務局

今お手元のほうに議案の差し替えということで配らさせていただいております。

先ほど農政部会のほうの選考の結果としまして、新たに別紙というものを配らさせていただいております。そちらのほうの6名の方を農地利用最適化推進委員として委嘱をさせていただきたいということでご提案させていただきたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。

# 議長

それでは、説明がございました。 質疑ありませんか。

(質問、意見なし)

#### 議長

では、質疑はないようでありますので、この件について採決してよろしいか、挙手をお願いします。

(全員挙手)

# 議長

ありがとうございました。全員賛成でございますので、後日委嘱状を交付いたします。

それでは、以上で議事を終了いたします。

#### 議長

日程12の協議事項に入ります。

2の広報編集委員、それから農業者年金加入推進委員の選出について、 事務局から説明をお願いします。

## 事務局

そうしましたら、広報編集委員と農業者年金加入推進委員さんの選出の お願いについてご説明させていただきます。

それぞれについては、今回の資料の農政部会、農地部会を決めるときに ご覧いただきました主な部会のほうの活動についてというところで、資料 の3ページの下のあたりに記載をさせていただいております。

広報編集委員については、農業委員会だよりを広報いわみに掲載をさせていただいているんですけれども、事務局のほうで作成して、3月発行のものについては別刷りで作成を予定しております。特にそこについて、12月に広報編集委員会を開催して、掲載内容について協議をいただくようなことをします。前回は農政部会から4名を選出いただいていたようです。プラス推進委員さんのほうの農政部会員3名で、合計7名で編集委員会を開いておりました。

また、農業者年金加入推進委員さんについて、こちらについては農業者年金の加入推進、未加入者に働きかけを行っていただくっていうことが役割となります。こちらも前回は農地部会から2名を選出していただいてました。それぞれ広報編集委員と農業者年金加入推進委員のそれぞれ選んでいただいた方々の中から、1名ずつ委員長さんを選出いただきたいと考えております。

決め方についてですけれども、前回同様農政部会から広報編集委員さんを4名、農業者年金加入推進委員さんを農地部会から2名選出という決め方でよろしいでしょうか。何かご意見があれば、ほかの決め方があればいただけますでしょうか。

# (発言なし)

# 事務局

それぞれの部会から出していただくということでよろしいですか。

## (異議なし)

### 事務局

そうしましたら、ちょっとまたそれぞれの部会で集まっていただいて、 農政部会から4名、農地部会から2名選出をお願いいたします。また、そ れぞれで1名ずつ委員長さんをお願いします。

(各部会で協議)

事務局農政部会のほうから。

部長さんのほうから4人、誰を出すかを。

9番 米村委員、上根委員、谷口委員、それから賀山さん。

委員長を上根さん。

事務局 じゃあ続いて、農地部会から2人。

3番 農地部会のほうからは、農業者年金の推進委員は澤委員さんと、そして

小西委員さん。

委員長は澤委員さん。

事務局ありがとうございます。

では、皆様よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次に3番の各委員の担当集落についてお願いしたいと思いま す。説明をお願いします。

事務局 臨時総会資料のほうの1ページをご覧ください。

今回、今期の皆さんの名簿をつけさせていただいてます。その中に、赤字で担当地区案というところを事務局のほうで記載させていただいてるんですけれども、各農業委員さん、今後いろいろと申請なり農地の相談なりがあったときに、担当地区について、一緒に現場に立ち会っていただいたりっていうところの業務が発生してきます。そちらについての担当地区を決めさせていただきたいなというところです。

一応基本継続の委員さんはある程度継続した地区で、ちょっと上根さんのほうは東の方がいらっしゃらなかったので前回東をしていただいてたんですけども、牧谷、相谷、駅前のほうに変えさせてもらってます。そのほか新任の皆さんは、退任された方の地区を引き継ぐような形になっております。

何かこの地区割りについてご意見等あればお願いしたいです。

事務局 皆さん、この担当地区案のとおりでよろしいでしょうか。

	(異議なし)
事務局	ありがとうございます。 よろしくお願いします。
議長	その他。
事務局	(資料説明)
議長	よろしいでしょうか。 質問はありませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ないようでしたら、今日の会議はこれで終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。